



福岡医発第 2388 号
平成 29 年 12 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護給付費等のインターネット請求化につきましては、平成 26 年 7 月 15 日付け福岡医発第 1085 号（地）「介護報酬請求時に利用可能な簡略版介護電子媒体化ソフトの無償配布について」及び平成 26 年 9 月 3 日付け福岡医発第 1562 号（地）「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直し等について」によりご案内申し上げておりますとおり、介護給付費のインターネット回線による請求が平成 26 年 11 月より開始され、I S D N回線による請求は平成 30 年 3 月 31 日まで可能とされているところですが、平成 30 年度以降は、原則として伝送又は電子媒体による請求に限定され、一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については平成 29 年度末までに福岡県国保連合会に届出を行う必要があります。

直近のインターネット請求への切り替え状況は、全体の請求の概ね 4.5 割（平成 29 年 10 月時点）まで進んでおりますが、I S D N回線による請求期限が半年を切り、介護電子請求ヘルプデスクの混雑が見込まれることや、インターネット請求の開始手続き（電子証明書の発行等）に約 3 ヶ月程度要することから、インターネット請求化への移行促進等に関して、福岡県国民健康保険団体連合会及び日本医師会より周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付書類】

- ・ 介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について
(平 29.11.24 (介 107) 日本医師会常任理事 鈴木邦彦 通知)
- ・ 書面による請求に係る経過措置に関する Q & A の改正について
(平 29.11.7 (事務連絡) 厚生労働省老健局介護保険計画課 通知)
- ・ 介護給付費の書面等による請求期限等の周知について
(平 29.11.24 (事務連絡) 福岡県国民健康保険団体連合会事業部介護保険課 通知)

平成 29 年 11 月 24 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護給付費等のインターネット請求化については、平成 26 年 8 月 20 日付通知（介 46）「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直し等について」によりご案内しておりますとおり、平成 26 年 11 月よりインターネット回線による請求が開始され、平成 30 年 3 月 31 日までの間は I S D N 回線による請求も可能とされているところです。

今般、I S D N 回線による請求期限が半年を切ったことから、厚生労働省より都道府県介護保険担当主管課宛にインターネット請求化への移行促進等に向けての周知に関する事務連絡が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、貴会会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. インターネット・電子媒体（C D - R 等）請求への移行のお願い

現在、I S D N 回線を利用している場合、平成 30 年 3 月までにインターネットまたは電子媒体（C D - R 等）請求に切り替える必要があります。

該当する事業所は、国保連合会へ所定の届出等を行って下さい。なお、移行手続きを行うにあたり、以下の点についてご注意下さい。

ア) 移行手続きにあたり、国保連合会への申請手続きが集中することから平成 29 年 12 月までに切り替え手続きを行うことが推奨されております。切り替え手続きには、1 ヶ月程度時間を要する場合がありますとのことです。

イ) インターネットまたは電子媒体（C D - R 等）請求に切り替えた後でも、初回の審査結果を受け取るまでは、念のため I S D N 回線を解約しないで下さい。

2. 平成 30 年 4 月以降も書面による請求を行う場合

一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等（一種類のみサービスを行う事業所（例：居宅療養管理指導のみ）など）について平成 30 年 3 月 31 日までに、免除届出書を国保連合会に提出する必要があります。

書面による請求が可能な事業所等の条件については、別紙④の案内チラシをご参照下さい。

3. インターネット請求への切り替え作業

請求形態には、事業所が請求を行う「事業所請求」と代理人等が複数事業の請求業務を一括して行う「代理請求」があり、どの請求形態に該当するかを確認の上、手続きを進めて下さい。

詳細な内容については、別添の厚生労働省担当課の事務連絡、Q & A、案内チラシをご参照下さい。

○添付書類

- ・介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について（依頼） 平成 29 年 11 月 7 日付 厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）
 - ・書面による請求に係る経過措置に関する Q & A の改正について 平成 29 年 11 月 7 日付 厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡
- <案内チラシ（4 枚）>
- ・ I S D N 請求ができなくなります（別紙①）
 - ・切り替え作業について教えて！（別紙②）
 - ・平成 30 年 4 月より、介護給付費の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求となります（別紙③）
 - ・書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます（別紙④）

以上

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 7 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等のインターネット回線による請求が平成 26 年 11 月から開始され、ISDN 回線による請求期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていることについては、「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」（平成 26 年 1 月 23 日当課事務連絡）及び「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について」（平成 26 年 8 月 15 日老発 0815 第 2 号）等によりお知らせしているところです。

これに伴い、都道府県及び保険者におかれましては、これまで、インターネット請求への移行促進等のため、ホームページの掲載や研修会での説明等、様々な機会を活用してサービス事業者等への周知を行っていただいていることもあり、直近のインターネット請求への切り替え状況は、全体の請求の概ね 6 割（平成 29 年 9 月現在）まで進んでおります。

ISDN 回線での請求期限まで半年を切り、今後は請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクが混雑することが見込まれることや、インターネット請求の開始手続き（電子証明書の発行等）にも一定の期間を要することから、早めにインターネット請求に移行するようサービス事業者等に対し、改めて周知をお願いいたします。

また、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 98 号）において、平成 30 年度以降は原則として伝送又は電子媒体による請求に限定されること、一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行う必要があること等についてもお知らせしているところですので、併せて周知をお願いいたします。

つきましては、周知に当たり、広報資料をお送りしますので、都道府県及び保険者におかれましては、研修会等での周知、ホームページへの掲載、窓口での配付等、サービス事業者等への周知にご活用ください。

なお、国民健康保険団体連合会におけるサービス事業者等への周知については、別途、国民健康保険中央会を通じて依頼しておりますので、周知に当たっては連携・協力し、円滑なインターネット請求への移行にご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

【周知に当たっての留意事項】

サービス事業者等には、特に以下の点にご留意いただくよう周知願います。

- ・ ISDN 回線での請求は平成 30 年 3 月 31 日まで。
- ・ 一部の例外として書面による請求（※）が可能とされたサービス事業者等については、平成 30 年 3 月 31 日までに審査支払機関への届出が必要。

※別添の広報資料及び「書面による請求に係る経過措置に関する Q & A の改正について」（事務連絡）を参照。

- ・ インターネット請求の開始手続きには一定の期間が必要。
（概ね 1 ケ月、ただし申請件数の増加に伴い所要期間も延びる。）
- ・ ISDN 回線での請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクの混雑が見込まれる。

以上のことから、早期のインターネット請求への移行を促していただきますようお願いいたします。

＜照会先＞

厚生労働省老健局介護保険計画課

電話 03-5253-1111

根本（内線 2163）、松田（内線 2166）

【参考】

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 7 日

各都道府県介護保険担当部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

書面による請求に係る経過措置に関する Q & A の改正について

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素より御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等の書面による請求に係る経過措置に関する取扱いについては、「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」の一部改正について」（平成 27 年 4 月 1 日当課事務連絡。以下「平成 27 年事務連絡」という。）においてお示ししているところですが、書面による請求に係る経過措置についての審査支払機関への届出期限まで約半年となったことを受け、新たに寄せられた御質問について、平成 27 年事務連絡別紙 2 の「書面による請求に係る経過措置に関する Q & A」に追加いたしましたので連絡します。

つきましては、管内市町村（特別区を含む。）を始め、国民健康保険団体連合会、事業者、関係団体等に周知をお願いいたします。

問１ 「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」（平成１２年２月１５日・２３日／厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）１（２）に掲げる事業所等は、書面による請求が可能だが、同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定又は委託を併せて受けている場合は、それらを一つの事業所として判断するのか。それとも事業所番号単位で判断するのか。

（答）同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定又は委託を併せて受けている場合は、それらを一つの事業所として判断する。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線２１６４）

問２ 同一所在地の事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護を併せて行う場合は、これらは一種類とみなされるのか。

（答）同一所在地の事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護を併せて行う場合は、これらは一種類とみなす。その他のサービスについても同様に、同種のサービスの居宅サービスと介護予防サービスを併せて行う場合は、一種類とみなす。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線２１６４）

問３ 同一所在地の事業所において、介護予防訪問介護及び総合事業の訪問型サービスのうち、現行の訪問介護相当サービスを併せて行う場合は、これらは一種類とみなされるのか。

（答）同一所在地の事業所において、介護予防訪問介護及び総合事業の訪問型サービスのうち、現行の訪問介護相当サービスを併せて行う場合（介護予防通所介護及び総合事業の通所型サービスのうち、現行の通所介護相当サービスを併せて行う場合）は、一種類とみなす。

訪問介護及び総合事業の訪問型サービスのうち、現行の訪問介護相当サービスを併せて行う場合（通所介護及び総合事業の通所型サービスのうち、現行の通所介護相当サービスを併せて行う場合）も同様である。

担当：老健局振興課法令係（内線３９３７）

問４ 同一所在地の事業所において、介護予防訪問介護及び総合事業の訪問型サービスのうち、緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A）を併せて行う場合は、これらは一種類とみなされるのか。

（答）同一所在地の事業所において、介護予防訪問介護及び総合事業の訪問型サービスのうち、緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A）を併せて行う場合（介護予防通所介護及び総合事業の通所型サービスのうち、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）を併せて行う場合）は、一種類とみなす。

訪問介護及び総合事業の訪問型サービスのうち、緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A）を併せて行う場合（通所介護及び総合事業の通所型サービスのうち、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A））も同様である。

担当：老健局振興課法令係（内線 3 9 3 7）

問５ 同一法人で所在地が異なる複数事業所の指定を受けている場合で、それぞれ事業所番号が異なる場合、事業所番号ごとにサービス種類の事業所として紙請求が可能か。

（答）可能である。なお、同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定を受けている場合は、それらを一つの事業所として判断する。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問６ 同一法人で所在地が同一の複数事業所の指定を受けている場合で、それぞれ事業所番号が異なる場合、事業所番号ごとにサービス種類の事業所として紙請求が可能か。

（答）可能ではない。同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定を受けている場合は、それらを一つの事業所として判断する。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 7 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を併せて行う場合、実施するサービス種類は二種類となるのか。

(答) 特定福祉用具販売に係る居宅介護福祉用具購入費は請求省令に規定する「介護給付費」ではないため、本事例においては福祉用具貸与のみを一種類としてカウントする。

担当：老健局高齢者支援課福祉用具・住宅改修係（内線 3 9 8 5）

問 8 病院等については、保険医療機関等の指定があったときは、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション等のみなし指定を受ける。居宅療養管理指導のみを行う場合、複数サービスについて指定を受けているが、実際のサービス提供は一種類であるため、紙請求は可能であると解してよいのか。

(答) 貴見のとおり。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 9 請求省令附則第二条における「…に係る介護給付費等の請求のみを行うもの」とは、指定を受けているサービス種類を指すのか、それとも実際に提供されているサービス種類を指すのか。

(答) 実際に提供し、請求を行うサービス種類を指す。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 10 休止中のサービスについてはサービス種類数にカウントされるか。

(答) カウントされない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 11 居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリテーションのみなし指定を受けている医療機関が、3 サービスとも提供している場合、書面による請求は可能か。

(答) 可能ではない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 12 平成 30 年 4 月以降に新設された事業所（みなし指定含む）については、請求省令附則第二条における経過措置は一律に認められないということか。

（答）問 13 の場合を除き、原則認められない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 13 現在紙請求を行っている介護療養型医療施設が平成 30 年 4 月以降に介護医療院に移行した場合、紙請求を行うことは認められないのか。

（答）平成 30 年 3 月 31 日までに介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令附則第 2 条第 2 項又は第 3 条第 2 項による届出を行った介護療養型医療施設については、平成 30 年 4 月 1 日以降に介護医療院を含む他の介護サービスへ移行した場合も、引き続き、経過措置の対象とすることを検討している。

担当：老健局老人保健課企画法令係（内線 3 9 4 8）

問 14 総合事業の訪問型サービスのうち、従前相当サービスと緩和した基準によるサービスを併せて行う場合は、提供しているサービス種類が二種類となり、紙請求を行うことは認められないのか。

（答）総合事業では同一サービス種類（訪問型サービス）として整理されているため、一種類とみなす。そのため、紙請求を行うことは認められる。

担当：老健局振興課法令係（内線 3 9 3 7）

問 15 総合事業の訪問型サービス（A 1（みなし）、A 2（独自）、A 3（独自定率）、A 4（独自定額））のうち、複数指定を受けている場合も、提供しているサービス種類は一種類と考えてよいのか。

（答）貴見のとおり。

担当：老健局振興課法令係（内線 3 9 3 7）

問 16 同一所在地の事業所において、地域密着型通所介護と総合事業の通所型サービスを併せて行う場合は、一種類とみなされるのか。

（答）貴見のとおり。

担当：老健局振興課法令係（内線 3 9 3 7）

問 17 例えば、「訪問介護」と「居宅介護支援」を実施している事業所は、二種類行っているものとして紙請求を行うことは認められないのか。

(答) 認められない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 18 請求省令附則第三条の取扱いについて、平成 30 年 4 月 1 日以降に新設された事業所については適用されないと考えてよいか。すなわち、平成 30 年 4 月 1 日以降に新設された事業所であれば、常勤の介護職員がいずれも 65 歳以上であっても紙請求を行うことはできないということか。

(答) 適用されないため、紙請求は認められない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 19 請求省令附則第三条の適用となる事業所が平成 30 年 3 月 31 日までに免除届を提出したが、平成 30 年 4 月 1 日以降に 65 歳未満の従業者を雇用したため、免除（非該当）届を提出した場合において、その後、当該 65 歳未満の従業者が退職した場合、再度免除適用となるか。

(答) 適用されない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 20 請求省令附則第四条による免除届出書には契約日や工事開始（終了）日等の記入欄があるが、証明となる契約書等の写しは提出が必要か。

(答) 「請求省令附則第四条による免除届出書」の一番下に、【添付書類の説明】として、「⑦欄で○を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。」との記載があるため提出が必要となるが、添付書類の詳細までは規定していない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 21 請求省令附則第四条による免除届出書の届出事由に該当する事業所が免除届出書を提出した場合において、当該事象が解消した際には、再度の免除届出書提出や終了証明書等の提出は不要か。

(答) 不要である。その場合、速やかに審査支払機関に申し出ること。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 22 請求省令附則第二条から第四条のデータ請求免除要件は、請求明細書に限定したものではなく、居宅介護支援事業所が審査支払機関に提出する給付管理票も同様の取扱いとなるか。

(答) 同様の取り扱いとなる。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

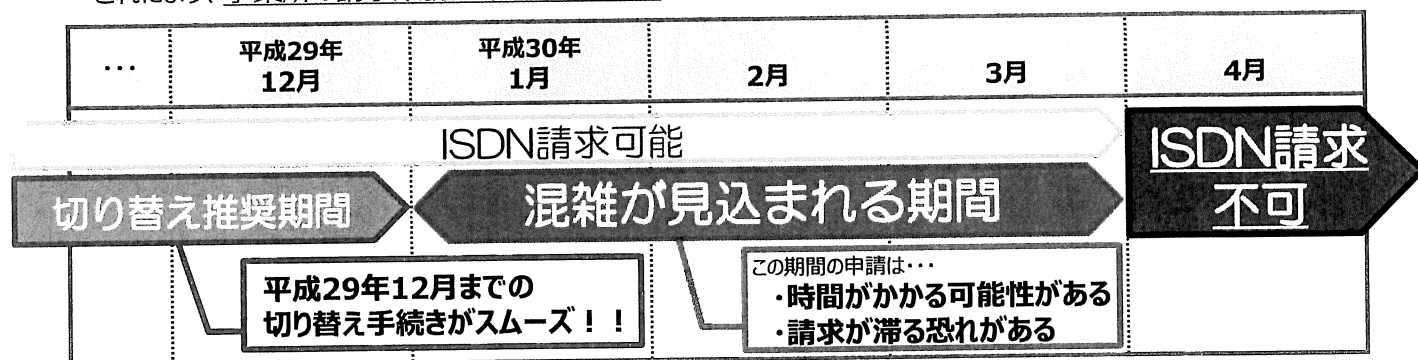
平成30年
4月以降は

ISDN請求ができません！

平成30年4月以降、ISDN回線を用いた介護給付費等の請求ができなくなります。現在、ISDN請求を行っている事業所は、国保連合会への届出等をして、平成30年3月までにインターネット請求に切り替える必要があります。

切り替え手続き、後でいいか！と思いませんか？

平成30年3月までに、50,000以上の事業所が、インターネット請求への切り替えをしないと見込まれます。特に、平成30年1月から3月までにかけは、国保連合会への手続きの申請件数の増加に伴い、インターネット請求ができるようになるまでに、時間がかかってしまう可能性があります。これにより、事業所の請求業務が滞ってしまう恐れがあります。



事業所において、請求業務を円滑に行っていただくためにも、**平成29年12月までに**インターネット請求への切り替え手続きをしていただくよう、ご協力をお願いいたします。

切り替えるために 何をしたらいいの？

インターネット請求へ切り替えるためには、以下の作業が必要となります。切り替え作業における手続きには、1ヶ月程度時間を要する場合がありますので、お早め to 実施ください。なお、インターネット請求に切り替えた後でも、初回の審査結果を受け取るまでは、念のためISDN回線を解約しないでください。

【インターネット請求開始の流れ】

動作環境の確認

インターネット請求
開始の届出をする

介護電子請求受付システムへ
ログインする

電子証明書を取得する(※)

統合インストラを取得する

インターネット請求対応の
請求ソフトを準備する

インターネット請求
開始！

※電子証明書の取得には発行手数料が掛かります。(有効期間3年)

- 介護保険証明書 : 13,200円
- 介護・障害共通証明書 : 13,900円

詳しくは裏面へ⇒

切り替え作業について教えて！

インターネット請求へ切り替えるための作業について、簡単な手順書をご用意しました。
以下のWEBサイトにアクセスして、事業所の請求形態にあった手順書をご参照ください。
<国民健康保険中央会ホームページの「介護保険・障害者総合支援関係者の皆様へ」に掲載しています>

事業所請求の場合	インターネット請求への移行手順について https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/ikoutejun_20170731.pdf
代理請求の場合	「代理請求編」インターネット請求への移行手順について https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/ikoutejun_dairi_20170731.pdf

事業所請求とは？ 代理請求とは？

請求形態には、事業所が請求業務を行う「事業所請求」と
代理人等が複数事業所の請求業務を一括して行う「代理請求」があります。
どちらの請求形態に当てはまるか、以下の項目をご確認の上、ご確認ください。

事業所請求

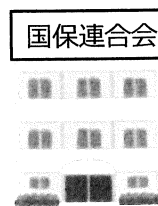
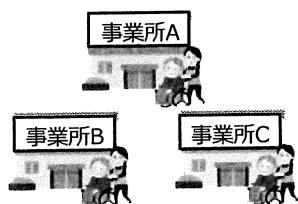
事業所番号を**1つだけ**持っていて、今後増える予定がない場合等、
基本的な請求方法です。

※障害者総合支援の請求を既に行っている、もしくは行う予定の場合、
代理請求の方が、電子証明書の料金が安くなる場合があります。



代理請求

事業所番号を**複数**持っている（または今後増える）場合、
請求に用いるユーザIDや電子証明書をまとめて管理することができるため
事業所請求と比較し、事務負担を軽減できます。



**インターネット請求への切り替え作業についてご不明な点は
介護電子請求ヘルプデスク までお問合せください！**

※お問合せの際に、参考にした資料や実施済みの作業がありましたらお伝えください

介護電子請求ヘルプデスク Tel : 0570-059-402
Fax : 0570-059-422
E-mail : mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

平成30年4月より、介護給付費の請求は 原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

※一部例外規定があります。



インターネット（伝送）による請求

- ・インターネットがご利用可能なP Cがあれば利用できます。
- ・I S D N回線による請求は平成30年3月末をもって廃止となります。

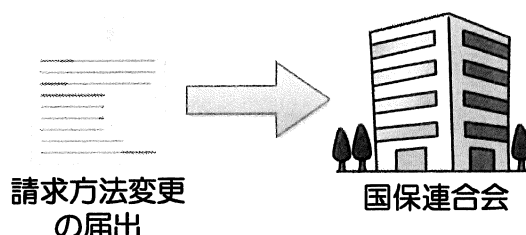


CD-R等（電子媒体）による請求

請求方法の変更にあたっては、国保連合会への届出が必要です。

現在の請求方法を変更する場合は、請求方法変更の届出を該当の国保連合会へ提出してください。（届出用紙の取得にあたっては各国保連合会のホームページをご参照いただき、不明な点は国保連合会にお尋ねください）

なお、請求方法の変更には、時間を要する場合がございますので、お手続きはお早めにお願いたします。



平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、事前の届出が必要です。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号、最終改正平成26年8月15日）」の附則第二条から第四条までに規定された事業所が、平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、免除届出書（※）を該当の国保連合会に提出する必要があります。

（※）「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に規定。



書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます。

- ・ 支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等（下記参照）であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- ・ 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- ・ 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの
 - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
 - ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
 - ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る）
 - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
 - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）
- ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあっては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

一定の類型に該当する事業所等について

「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」より抜粋

- ① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。
 - イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業（以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
 - ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設
 - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 24 日

福岡県医師会 御中

福岡県国民健康保険団体連合会
(事業部 介護保険課)

介護給付費の書面等による請求期限等の周知について

日頃から本会の介護保険事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、介護給付費のインターネット回線による請求が平成 26 年 11 月から開始され、ISDN 回線による請求期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていることについては、「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」(平成 26 年 1 月 23 日厚生労働省介護保険計画課事務連絡)及び「「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について」(平成 26 年 8 月 15 日老発 0815 第 2 号)等により通知がされているところです。

直近のインターネット請求への切り替え状況は、全体の請求の概ね 4.5 割(平成 29 年 10 月現在)まで進んでおります(別添、介護給付費請求受付状況参照)

本会としましては、ISDN 回線での請求期限まで半年を切り、介護電子請求ヘルプデスクが混雑することが見込まれることや、インターネット請求の開始手続き(電子証明書の発行等)にも一定の期間を要することから、早めにインターネット請求に移行していただけるようサービス事業者等に対し、毎月伝送によるお知らせ文書を配信しているところです。

また、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 98 号)において、平成 30 年度以降は原則として伝送又は電子媒体による請求に限定されること、一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については平成 29 年度末までに福岡県国保連合会に届出を行っていただく必要があることから 12 月に紙請求事業所に対して周知を行う予定にしております。

つきましては、該当事業所へ送付する予定の文書をお送りしますのでご配慮の程よろしくお願いいたします。

〈 送付予定文書 〉

- 介護給付費請求等に関するお知らせ
- 書面による請求に係る経過措置に関する Q & A
- 光ディスクによる請求に関する届
- 請求省令附則第二条(第三条、第四条)による免除届出書

(連絡先)
〒812-8521
福岡市博多区吉塚本町 13-47
福岡県国民健康保険団体連合会
事業部 介護保険課
TEL 092-642-7806

介護給付費請求等 に関するお知らせ

平成 29 年 12 月 1 日発行

■福岡県国保連合会 介護保険課 介護保険係■
〒812-8521
福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
TEL : 092-642-7858 FAX : 092-642-7856
URL : <http://www.kokuhoren-fukuoka.jp>

平成 30 年 4 月より、介護給付費の請求は、原則として インターネットによる伝送又は電子媒体による請求となります

平成 26 年 8 月の請求省令改正により、介護給付費の
書面による請求は平成 30 年 3 月末までとなっています。

※一部例外規定があります。

現在の請求方法を変更する場合は、請求方法変更の届出（※1）を福岡県国保連合会へ提出してください。

なお、請求方法の変更には、時間を要する場合がございますので、お手続きはお早めをお願いいたします。

※1：請求方法の変更について



■ インターネット伝送による請求

- ・ インターネットがご利用可能な PC と介護給付費等請求に対応したデータ作成・送信ソフトがあれば利用できます。
- ・ ISDN 回線による請求は平成 30 年 3 月末をもって廃止となります。
- ・ 手続は、国保連 HP「介護給付費等のインターネット請求について」の内容をご確認のうえ、同 HP 掲載の「変更届」を提出していただくことから始まります。



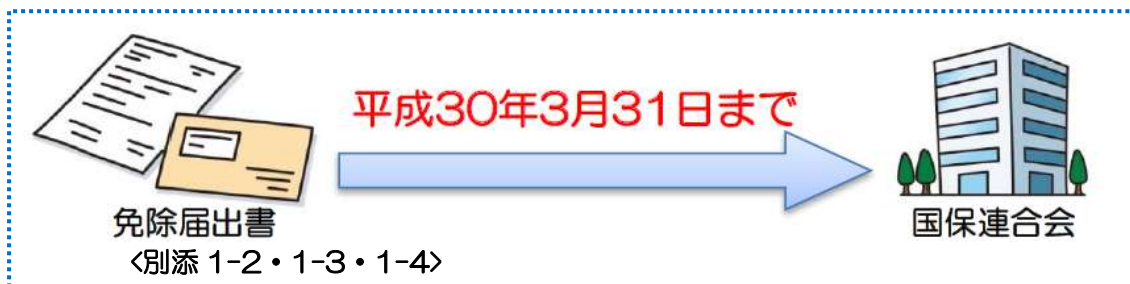
■ CD-R 等（電子媒体）による請求

- ・ 介護給付費等請求に対応したデータ作成ソフトが必要となります。
- ・ 紙請求から CD-R 等請求に変更される際は、別添 1-1「光ディスクによる請求に関する届」を福岡国保連に提出（FAX 可）してください。

例外規定に該当し、平成 30 年 4 月以降も書面による

請求を行う場合は、事前の届け出が必要です。

例外規定に該当する事業所（※2）が、引き続き平成 30 年 4 月以降も書面（紙帳票）による請求を行う場合は、**平成 30 年 3 月 31 日まで（※3）**に、免除届出書を福岡国保連に提出する必要があります。



※2：例外規定に該当する事業所（請求省令一部抜粋）

■ 附則第二条による免除届出書（別添 1-2）

- ・ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導等）**1 種類のみ**を行うサービス事業所
- ・ 支給限度額管理が必要なサービス **1 種類のみ**を行うサービス事業所
- ・ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保険施設サービス）のみを行う **50 床未満**の介護保険施設 他

詳細は別紙 Q&A を
ご覧ください。

■ 附則第三条による免除届出書（別添 1-3）

- ・ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成 30 年 3 月 31 日に置いて、いずれも **65 歳以上**である事業所

■ 附則第四条による免除届出書（別添 1-4）

- ・ 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合
- ・ 電子請求を行うための設備の配置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合
- ・ 改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合
- ・ 事業所の廃止又は休止に関する計画を定めている場合 他

※3：別添 1-4 については、平成 30 年 3 月 31 日までに限らず、あらかじめ届け出ること。

光ディスクによる請求に関する届

書面請求→電子媒体請求変更用
(FAX送付可)

書面による請求から光ディスクによる請求に変更することに関し、次のとおりお届けします。

平成 年 月 日

福岡県国民健康保険団体連合会 御中

提出者氏名 _____

事業所番号											
事業所名称											
事業所所在地	〒 —										
TEL ()											
請求変更年月	平成 年 月 請求分から										
電子媒体の種類										※受付印	
CD-R (CSFS/CSV形式)					FD3.5インチ (MS-DOS/CSV形式)						
(摘要)											

作成要領
1 この様式は、書面による請求から電子媒体による請求に変更しようとするとき、福岡県国民健康保険団体連合会に提出するものとする(FAX送付可)。

【提出先】
〒812-8521 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号 国保連合会 介護保険課 介護保険係
FAX番号:092-642-7856 電話番号:092-642-7858

- 2 「事業所番号」、「事業所名」、「電話番号」、「事業所所在地」及び「郵便番号」欄については、指定
居宅サービス事業所等指定申請書で届け出た記載内容を記入するものとする。
- 3 「請求変更年月」欄については、電子媒体を用いた請求に変更しようとするときに、初回の請求
年月を記入するものとする。
- 4 「電子媒体の種類」欄については、使用する電子媒体の種類を○で囲むものとする。

請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項（※）の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、
届け出るものとする。

※ 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められる
もの（表中⑦及び裏面参照）であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

福岡県国民健康保険団体連合会 御 中

所在地（住所）

名称及び代表者名（氏名）



① 介護保険事業者番号			
② 事業所名称	フリガナ		
③ 郵便番号	—	④ 電話番号	
⑤ 事業所所在地			
⑥ サービスの種類			
⑦ 届出事由 ※該当する項目の太枠に○をつけてください。			
	イ	支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))一種類のみを行うサービス事業所	
	ロ	支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。)一種類のみを行うサービス事業所	
	ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所	
	ニ	施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設	
	ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設	
	ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設	
	ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設	
⑧ 備考			※ 受付印

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する項目の太枠に○を記入すること。

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等又は総合事業費請求の届出等について
(平成12年 2 月15日/23日介護保険制度施行準備室事務連絡)

1. 介護給付費等又は総合事業費に関する費用の請求

- (1) 請求事業者は、介護給付費等又は総合事業費に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。

なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。

- (2) 次に掲げる事業所等については、(1)にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）に定める帳票を用いて介護給付費等又は総合事業費の請求を行うことができる。

- ① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの

イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所

ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業（以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。）一種類のみを行うサービス事業所

ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設

ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
(以下略)

請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第3条（第2項・第3項）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第3条第2項（免除該当）
請求省令附則第3条第1項（※）の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

附則第3条第3項（免除非該当）
請求省令附則第3条第1項の規定による届出を行った請求事業者において、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者がサービスに従事することになった場合（※）は、当該従業者に係る氏名・生年月日を速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

※ この場合は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

福岡県国民健康保険団体連合会 御 中

所在地（住所）

名称及び代表者名（氏名）



① 介護保険事業者番号												
② 事業所名称	フリガナ											
③ 郵便番号					—				④ 電話番号			
⑤ 事業所所在地												
⑥ 該当内容	免除（ 該当 ・ 非該当 ）				⑦ サービスの種類							
⑧ 常勤の介護職員その他の従業員の人数・氏名・生年月日 ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること	氏名						生年月日					
							大 ・ 昭 年 月 日					
							大 ・ 昭 年 月 日					
							大 ・ 昭 年 月 日					
							大 ・ 昭 年 月 日					
【常勤人数】 _____ 人 ※兼務の場合も1と数えてください												
⑨ 備 考											※ 受付印	

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑥欄は、貴事業所（施設）の該当内容に○印を付けること。
- ・ ⑧欄は、該当事業所で従事する常勤職員の人数（総数）・全員分の氏名・生年月日を記入すること。

請求省令附則第四条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第 4 条第 1 項

請求事業者のうち、次の各号に掲げるもの（※）に該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

※ 各号については、裏面参照

平成 年 月 日

開設者

福岡県国民健康保険団体連合会 御 中

所在地（住所）

名称及び代表者名（氏名）



① 介護保険事業者番号										
② 事業所名称	フリガナ									
③ 郵便番号				—				④ 電話番号		
⑤ 事業所所在地										
⑥ サービスの種類										
⑦ 届出事由 ※請求省令附則第 4 条第 1 項各号のうち該当する号の太枠に○を記入した上で該当項目を記入してください										
	1 号	回線機能障害理由								
	2 号	事業者との契約日	平成	年	月	日	作業完了予定日	平成	年	月 日
	3 号	工事又は臨時施設開始日	平成	年	月	日	工事又は臨時施設終了予定日	平成	年	月 日
	4 号	廃止又は休止予定日（ 廃止 ・ 休止 ） 平成 年 月 日								
	5 号	特に困難な事情の内容								
⑧ 備考										※ 受付印

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する届出事由（請求省令附則第 4 条第 1 項各号のうち、該当する号）に○を記入した上で、該当する項目を記入（4 号に該当する場合は廃止・休止の別に○を記入）すること。※各号については裏面参照。

【添付書類の説明】

- ・ ⑦欄で○を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。

附則第 4 条第 1 項各号

(本文) 請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

● 1 号（電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合）

電気通信回線設備の機能に障害が生じた請求事業者 当該障害が生じている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● 2 号（電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合）

電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● 3 号（改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合）

改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行っている請求事業者 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行っている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● 4 号（事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合）

廃止又は休止に関する計画を定めている請求事業者 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

● 5 号（その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合）

その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

附則第 4 条第 2 項

請求事業者は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

附則第 4 条第 3 項

請求事業者は、第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等又は総合事業費の請求の日に関し、当該届出を行うことができる。この場合にあっては、前項の資料は当該介護給付費等又は総合事業費の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

書面による請求に係る経過措置に関するQ & A

このQ & Aは、平成 27 年 4 月 1 日及び平成 29 年 11 月 7 日に厚生労働省から発出された事務連絡を基に国保連合会にて作成したものです。

Q1. 請求省令において、支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合など、一定の類型に該当する事業所等については、当分の間、書面による請求が可能となっているが、同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定を併せて受けている場合は、それらを一つの事業所として判断するのか。それとも事業所番号単位で判断するのか。

A1. **同一法人が同一所在地**において複数の事業所の指定を併せて受けている場合は、それらを**一つの事業所として判断します**。なお、サービス種類数の考え方については、以下のとおりとなっています。

No	同一法人・同一所在地におけるサービスの類型【例】		サービス種類数	免除
1	訪問介護	通所介護	二種類とみなす。	×
2	訪問介護	介護予防訪問介護	同種の居宅サービスと介護予防サービスを併せて行う場合は、一種類とみなす。	○
3	訪問介護	総合事業 訪問型サービス	「（予防）訪問介護＋総合事業の訪問型サービス」は同種のサービスとして、一種類とみなす。（通所介護も同様）	○
4	地域密着型通所介護	総合事業 通所型サービス		
5	総合事業 訪問型サービス（みなし）	総合事業 訪問型サービス（独自）	総合事業では同一サービス種類として整理されるため、一種類とみなす	○

Q2. サービス種類のカウントについて、指定を受けているサービス種類をカウントするのか、それとも実際に提供しているサービス種類を指すのか。

A2. **実際に提供し、請求を行うサービス種類をカウントします**。なお、休止中のサービスについては、カウントに含めません。

Q3. 居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリのみなし指定を受けている医療機関が、実際は居宅療養管理指導のみを提供している場合、書面による請求は可能か。

A3. 実際に提供し、請求を行うサービス種類が**一種類であるため、書面による請求は可能**です。
また、みなし指定事業所が提供しているサービス種類により、以下の整理となります。

No	みなし事業所が提供しているサービス	サービス種類数	免除
1	・居宅療養管理指導のみ	支給限度額管理が不要なサービス…一種類	○
2	・訪問看護のみ（訪問リハビリのみも同様）	支給限度額管理が必要なサービス…一種類	○
3	・居宅療養管理指導 ・訪問看護	支給限度額管理が不要なサービス…一種類 支給限度額管理が必要なサービス…一種類	○
4	・居宅療養管理指導 ・訪問看護 ・訪問リハビリ	支給限度額管理が不要なサービス…一種類 支給限度額管理が必要なサービス…二種類	×

書面による請求に係る経過措置に関するQ & A

Q4. 「支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業一種類のみを行うサービス事業所」については免除対象となっていますが、例えば、「訪問介護」と「居宅介護支援」を実施している事業所は、二種類行っているものとして免除対象外になるものと考えてよいのか。

A4. 二種類となるため、免除対象外となります。

Q5. 平成 30 年 4 月以降に新設された事業所（みなし指定含む）については、附則第二条における経過措置は一律に認められないということか。

A5. 原則として認められません。

Q6. 免除届出書を提出済みの事業所が、平成 30 年 4 月以降に開設者変更等により新たな事業所番号を付番された場合についても、附則第二条における経過措置は一律に認められないのか。

A6. 平成 30 年 4 月以降に新設された事業所（みなし指定含む）は、経過措置には該当しないため、原則として書面による請求はできません。

Q7. 請求省令附則第二条に「（略）…困難と認められるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、…（中略）…「書面による請求」ができる。」とあるが、「届け出なかったものは書面による請求ができない。」ものとして、国保連の審査により返戻となるのか。

A7. 実際に届け出のない事業所が書面による請求をされた場合は、その時点で免除届出書を提出いただき、書面による請求を受け付けることを想定しております。ただし、請求省令上は平成 30 年 3 月 31 日までに免除届出書を提出することとなっているため、免除届出書の提出に応じられない等、場合によっては請求を受付できない、あるいは返戻となる可能性があります。

Q8. 附則第三条（65 歳以上）の取り扱いについて、平成 30 年 4 月以降に新設された事業所については適用されないのか。

A8. 適用されません。したがって、書面による請求はできません。

Q9. 附則第三条（65 歳以上）の適用となり免除届出書を提出した事業所が、平成 30 年 4 月以降に 65 歳未満の従業者を雇用し免除非該当となった場合において、その後、当該 65 歳未満の従業者が退職した場合、再度免除が適用されるのか。

A9. 適用されません。65 歳未満の従業者を雇用した場合、速やかに免除非該当届を提出することとされており、届出を行った月及びその翌月に限り書面による請求が可能ですが、以降、書面による請求はできません。

書面による請求に係る経過措置に関するQ & A

Q10. 附則第二条または第三条に該当し書面による請求を行っている事業所が、一度でも書面以外による請求を行った場合、免除届は失効し書面による請求ができなくなるのか。

A10. 原則として書面以外の方法による請求への移行をお願いします。ただし、場合によっては、その後の請求方法について協議させていただきます。

Q11. 附則第四条による免除届出書には契約日や工事開始日等の記入欄があるが、契約書等の写しの提出が必要か。

A11. 附則第四条第二項より、届出の内容を確認できる資料の添付が必要です。

Q12. 請求ソフトが月遅れ分に対応していない場合、当該月遅れ分のみを書面により請求することが可能か。

A12. 請求ソフトの改修、または対応しているソフトへの切り替えを行っていただく必要があります。その場合、附則第四条第一項第二号に該当すると考えられますので、免除届出書を提出の上、改修等が完了するまでの期間のみ、当該月遅れ分を書面により請求することが可能となります。

Q13. 電子請求を行うための請求ソフト等の設備を導入する準備をしているが、平成 30 年 4 月に間に合わない場合、準備が完了するまでの間は書面により請求することが可能か。

A13. 附則第四条第一項第二号に該当すると考えられますので、免除届出書を提出の上、準備が完了するまでの期間のみ、書面により請求することが可能となります。